

青森県津軽地方の地蔵信仰の再検討

—弘前市内寺院の位牌型地蔵像調査に基づいて—

福眞睦城¹⁾・小山隆秀²⁾

A reconsideration of the belief system associated with 'jizou' (religious roadside statues) in the
Tsugaru district, Aomori prefecture.

-An investigation into the role of jizou as Buddhist mortuary tablets, specifically in temples around
Hirosaki city.-

Mutsuki FUKUMA, Takahide OYAMA

Key Word: 地蔵、墓標地蔵、位牌、戒名、幼児供養、「七歳までは神の子」

はじめに

本論の目的は弘前市・黒石市内に分布する数多くの比較的小さな石造地蔵の調査を通じて、これら地蔵を造立する行為がいつごろから、どのような目的で行われていたのかを具体的に追求することを主眼とする。また、この実証を通じて青森県西、北津軽郡、五所川原・つがる市域(以下、西北五地域と記載)の特徴、特異な景観とされる石造地蔵像の密集がどのように造られていったのかを探る手がかりとする。

さて西北五地域では集落ごとに小さな石造地蔵像が密集して存在するのが特徴とされている。地区によって地蔵堂、墓地、あるいはサイノカワラと呼ばれる場所に幾多の地蔵像が格納され、一種特異な景観を醸成し、広く民俗学の注目するところとなっている。中でも五所川原市(旧金木町)に存する川倉地蔵堂を中心とした地蔵の密集と人々の参集する祭礼については一種の奇観とも言い得、言及が多い。これら密集する地蔵とそれへの信仰については民俗学による研究の積み重ねがあり、常民の死生觀や民間宗教者の関与など様々な視点からの取り組みがすでに存在する。これら先行研究を見ると、調査当時に実施されている信仰形態についての事例報告、分析は数多あれども今そこにある信仰の記録と分析に熱心なあまり、それ以外の周辺地域との比較や歴史的な経緯を追うという姿勢、民間信仰であるという既成觀念に縛られ佛教諸宗派との関連を追求する態度に乏しかったと思われてならない¹⁾。

津軽地方の石造地蔵像の密集ぶりが注目されるようになった嚆矢は、管見の限りでは渋沢敬三ではないかと考える。渋沢が「津軽の旅」²⁾の中、ある地蔵堂を印象的な文章で紹介して以後、民俗学の注目するところになったのではないだろうか。渋沢であれ以後の調査研究であれ、この地方に数多くある石造地蔵像は幼くして死んだ子どもの供養に親が造ったものであり、それらが集落ごと、あるいは特定地域のサイノカワラと呼ばれる場所に密集している、それが津軽地方の特徴であるという語り口がほぼ固定している觀がある。しかし、亡児への追善として地蔵像を造るという信仰が事実であり、その結果地蔵像が密集して存在することが事実であるとしても、これを津軽地方の特徴、あるいは他地域に比して特異、さらには歴史的にいざれの地域の信仰とも隔絶しているということはなんら実証されてはいない。少なくとも現在見られる「情景」がいわば奇抜、奇觀であるがゆえ、津軽地方の特徴と称されているに過ぎないだろう。

本報告はかかるステレオタイプな見方に対する反省をこめての調査報告である。これまで津軽の地蔵、といえば如上西北五地域の地蔵ばかりが注目されてきた。では弘前市、黒石市という江戸時代からの歴史的経緯を追うことが可能な地域においてはどうなっているのだろうか。ここにこれら地域の地蔵像調査を実施し、亡児供養のための造立とされる目的が果たして歴史的に跡づけられるのか、広域な普遍性を持ちうるのか、佛教各宗派においてこの造立への姿勢に違いは無かったのかなどを歴史学、佛教史学の視点も交えて探ることにする。もう一点、本調査の結果から照射したい問題がある。それは民俗学では、「七つ前は神の子」「六つまでは神のうち」といわれ、子供の死は、成人の死とは異なる扱いをされ、その葬送が簡略化してきたという「通説」の再検討である³⁾。つまり、かつて幼児死亡率が高かった時代には、七歳前の子供は死と隣り合わせの存在であるため、特別な葬法を行ったり、村境の地蔵に再生を預けたりして、人よりも神に近い者として扱い、七歳になってから正式に産土社へ氏子入りしたり、子供組に加入して、正式なムラのメンバーとして承認されたのだという説である。もし亡児への供養のために地蔵が膨大に刻まれているならばこの説は矛盾することになる。この点について残された地蔵を通じて検討を加えることとする。

如上の地蔵像を語る上でいくつか言葉の定義をしておかねばならない。まず地蔵像の区分である。寺院本堂の中尊や脇尊、寺院境内に多くの人々の救済を願う目的で建立された地蔵像は地蔵菩薩としての表出であり、佛教教義に基づく信仰対象物である。本論ではこれらを「地蔵像」と表現する。一方、本論が主題とする各寺院の墓地はずれや地蔵堂、あるいはサイノカワラに個々人の追善他の目的で造立され、特定個人の個性(名前)を与えられて多くの場合密集した状態にある地蔵を位牌型地蔵と定義して以下では論述する。また寺院墓地等の個人

1) 弘前大学教育学部 非常勤講師 (〒036-8363 弘前市袋町30)

2) 青森県立郷土館 学芸主査 (〒030-0802 青森市本町二丁目8-14)

墓区域において特定個人の追善に資する目的で建てられている地蔵を「墓標地蔵」と表現する。なお、寺院や墓地の入り口に安置される六地蔵、集落の出入り口に安置され集落の安全を守るという「身代わり地蔵」などは原則として「地蔵像」として扱う。次に地蔵信仰という言葉である。仏教において地蔵菩薩は人々の苦しみを変わって受け、教化救済する存在である。地獄での代受苦救済は特に広く信仰されてきた。このような地蔵菩薩にすがろうとする信仰を「地蔵信仰」と括弧付きで表記する。既述の中尊、脇尊としての地蔵像への祈りがこれである。一方、位牌型地蔵、墓標地蔵への信仰は地蔵菩薩へすがって後世救済を願う信仰の表出ではない。多くの場合、個別の死者追善、追憶の目的で造立され、個別の死者そのもの、あるいはその位牌として扱われる。そこで本論ではこれら地蔵への信仰を地蔵信仰と表記する。

1. 地蔵信仰をめぐる問題点の整理

青森県の民俗学についての本格的、かつ学際的研究の出発点ともいべき労作が『津軽の民俗』⁴であろう。この中で位牌型地蔵への信仰について多数の執筆者が触れ論じている。子どもの死亡率の高さ、地域の経済的な後進性と貧しさ、そして民間宗教者との関連によって墓標地蔵が多数造られたことが指摘されている。

これらの指摘を受けて石川純一郎は五所川原市内（旧金木町域）とつがる市（旧車力村）の調査・研究を行い、当該地域には二種類の地蔵が存在することを指摘した⁵。ひとつは集落外れや墓地の中心に立って人々の悩みや願いを受け入れる塞の神的な性格をもった身代わり地蔵—「地蔵信仰」の対象仏一、もう一つが個々死没者の供養対象物、位牌的存在としての地蔵が存在するという指摘である。そしてこれら信仰が宗教集団の統制に属さない民間信仰であること、これら信仰が一家を代表する老女に担われていることを当該地域の普遍的な特徴として明らかにし、この結論は現在もゆるぎないものになっている。

地蔵信仰を語るにおいて旧金木町に存する川倉地蔵堂に触れねばなるまい。川倉地蔵堂をめぐる研究が抱える問題点を指摘することで本論が目指す方向を再確認しておこう。川倉地蔵堂は膨大な位牌型地蔵の集積と、イタコマチの存在によってすでに太平洋戦争中から著名であったことが知られている。狭い堂内にびっしりとひしめく位牌型地蔵群、天井からつり下げられた故人への捧げ物、遺影がほの暗い光に照らされる光景は尋常のものではなく、これへの好奇の念が多く研究や調査を生んできたのはまことに首肯できる。川倉地蔵堂における信仰も石川の導いた結論や、『津軽の民俗』が指摘する所と大きな違いはない。華園聰齋は川倉地蔵堂へ結縁する人々が広域に及ぶことを指摘し、これを他の集落の地蔵堂との違いと指摘した。この原因にイタコやカミサマなど民間宗教者の結縁指示や勧告があったことを指摘している⁶。

川倉地蔵堂について草創、祭礼の発祥がいつに遡るのかということは明確ではない。草創については楠正弘と『金木郷土史』によって唱えられ定説とされる位置を占めているのは貞觀年中（九世紀）の慈覚大師巡錫を開創とし、金木町にある曹洞宗雲祥寺の開基によって中興、同寺十五世によって再中興されたというものである⁷。しかし、これは歴史学的には全く根拠が無く首肯することは出来ない。来歴を古く飾りたいが為に近代に唱えられはじめた希望的憶測にすぎず、近世以前に遡る寺院縁起はおろか伝承にさえ基づくものでない。そのまま依拠して論することは全くつしまねばならない。そもそも青森県内で慈覚大師円仁による開基の伝承を持つのはむづ市円通寺のみである⁸。それからして川倉地蔵堂の縁起は周辺寺社の伝承縁起から隔絶しているのである。

また夙に指摘される菅江真澄の紀行文『外ヶ浜奇勝』（寛政八年（1796）六月十八日條）に川倉地蔵堂への記述がされていないことについて『金木郷土史』は楠説として「そのころは信仰が薄れていたかもしれない」と扱うが、これは全く史料批判に耐えられる論述ではない。楠は「川倉地蔵と近い関係のある曹洞宗、雲祥寺が、この地蔵堂に関係したのは文化・文政の頃」と推定し、「川倉地蔵信仰は近世日本の信仰現象」としたが根拠は全く提示されず、彼の調査時点では雲祥寺が祭礼に関与していたことから推定した程度であろう。むしろ、金木町に由緒を持ち、川倉へも出向いていた弘前の商人金木屋又三郎の日記が注目される⁹。例えば安政元年（1854）六月十三日條には川倉において冷温泉を沸かして入浴したことが記載されている。これは『外ヶ浜奇勝』と軌を一にする。この日記においてしばしば金木屋の当主、息子が金木地区を訪れ、しかも現在の大祭にあたる六月二三日、二四日に滞在する記録もあるが地蔵堂、祭礼については全く記すところがない。つまり、地蔵堂を如何に遡らせようとしても江戸時代に存在したことを示す痕跡は皆無なのである。歴史学において存在の証明より、存在しなかつたことを証明するほうが難しい。しかし川倉地蔵堂が江戸時代に存在したことを傍証するものは全くないことだけは明確である。

さて、先に石川は川倉についてこう述べている。長くなるが重要な引用する。「大体、川倉の賽の河原は集落から離れた場所にあるのでいろいろと疑問のあるところである。古くは死靈を恐れてできるだけ遠ざけようとしたけれども、幼児の場合だけは身近な所に埋めて瑞々しい靈魂の速やかな再生を願うのが我が國固有の信仰であった。にもかかわらず、川倉本町の旧墓地は他と同様ほとんど集落の中にあり、賽の河原だけが遠く離れている。この方は起源的に嘉瀬・深沢などよりもはるかに新しいのではなかろうか」という重要な指摘がある。他の賽の河原や地蔵堂と比較して川倉の立地が特異であり、新しいことを喝破している。

石川の指摘はまったく正しい。にもかかわらず川倉地蔵堂の起源が未だに希望的遡及に委ねられ、一人歩きしているのはなぜだろう。それは位牌型地蔵信仰の発生や展開を明らかにした実証史学的な研究がないからである。そこで本論ではこれらの成果に倣い、具体的に位牌型地蔵のデータ化から実証を行うことに取り組む。

このデータ化に当たっては昭和14年に坪井良平が「山城木津惣墓標の研究」¹⁰を発表して以来、各地域で近世墓標の様々なデータの蓄積

が進められた成果に導かれている¹¹。一個一個では多くを語らない墓標がデータ化されることで形状、流行はもとより、戒名、被葬者、供養者の社会性など数多くの情報を提供する史料たりうることが明らかにされた。弘前地区においても平成19年、弘前大学人文学部文化財論ゼミナールによって近世墓標の悉皆調査結果が発表され¹²、当該地域の墓標についての詳細な分析を利用することが可能となっている。位牌型地蔵の持っている情報を実際に分析することでイメージから実証へと切り替えていきたい。(福眞陸城)

2. 位牌型地蔵の調査

平成22年、弘前市にある3カ所の位牌型地蔵の密集する地点の悉皆調査を実施し、さらに弘前・黒石市内複数寺院の墓地で墓標地蔵についての調査を実施した。墓標地蔵の調査は悉皆ではなく地域、宗派の差が墓標・位牌型地蔵造立につながるかという方向性をみる目的で実施した。

改めて今回調査した位牌型地蔵について概説する。寺院墓地、あるいは境内外の一定箇所に安置された比較的小型の石像地蔵で、多くの場合密集して存在するものを指す。墓地に固定して立つ墓標としての地蔵ではない。材質は凝灰岩、砂岩によるものが大多数を占める¹³。この素材特徴により経年による崩壊や破損、落剥が大きく造立当初からの完形を維持しているものはまず見られない。造形としては舟形光背を有し、光背中に一体もしくは複数の地蔵を刻むものと一体立像のほぼ二つに類型される。落剥が著しいものがほとんどであるが白・茶系赤・青による彩色が施されたものが多く、表面もしくは裏面に墨書きが施されているものも数多く確認された。この墨書きの存在が西北五地域にみられるこれら地蔵と決定的に異なる点である。すなわち造立年を特定できる個体が多く、本調査の主たる目的とした造立行為をどこまでさかのぼらせることができるかという課題に一定的回答を得ることを可能にしている。

それでは以下にデータ表を提示しそれに従って論じていきたい。なお、データには個人名や住所、戒名などの個人情報が記載されているものがある。個人情報保護の必要は十分理解しているがこれら歴史的データの提示と追跡調査の可能性を担保しなければ本論は客觀性を著しく欠くことになる。このため昭和20年以後の年月日を付されたもの、またその可能性があるものについては部分的に情報を伏せ、備考欄に明記する。それ以外の採録結果はそのまま提示する。また本データは位牌型地蔵の造立目的、時期、供養者と被供養者の関係などを明らかにする目的で作成し、考古資料採録の目的はない。このため文字の判読が可能なもののみが対象となり、文字が全くないもの、あるいは判読が不可能なものは掲載せず、文字以外の個別データである寸法や石質等についても記載していない。(福眞陸城)

2-1 浄土宗専求院

専求院は弘前市新町に所在する。寺伝によれば寛永元年(1624)の開山という¹⁴。門前左手に「大悲閣」の額を掲げた観音堂があり、堂内に閻魔・脱衣婆を祀る。この堂の軒下にはほぼ野ざらし状態で60余数の位牌型地蔵が安置され判読可能な墨書きを有するものが41体存在する。造形的には舟形光背型と一体立像型のふたつの類型がほぼ半々となっている。またほぼすべての地蔵が30センチ以下の小ぶりなもので、基本的に彩色が施されているのが特徴である。

墨書きからもっとも古い造立が確認されるのが表1にあたる寛政2年(1790)4月6日の位牌型地蔵である。童子戒名らしいものが記載されている。これ以外の地蔵は19世紀から昭和40年代まで継続的に造立が行われていたことを示している。多くの地蔵が童子・童女戒名を有し位牌型地蔵の造立が亡児供養を目的に行われていたことが見て取れる。しかし「信士・大姉」戒名のもの(表9, 33)、仏名記載のもの(表30)、「身を守らせ給ふ」といった報賽目的で奉納された地蔵(表23)と造立目的は多岐にわたることも明らかで、位牌型地蔵に寄せられた供養者の思いは单一ではないことも確認しなければならない。また亡児供養を目的とする場合、その造立時期が「少〔小〕祥忌」(一周忌)などに行われているものが複数確認され、死後一定の期間をおいてから卒塔婆代わりに建立された可能性を伺わせる(表12, 16, 24)。19世紀当時、弘前市内において一般庶民が個人を明記した墓標を造立し追善供養を永続的に行なうことが常態化していたかどうかは確認が難しい。これら地蔵が回忌供養に際して作られていた、とすれば本来墓標が担うべき故人への追慕を忘れずに記憶するために作られていたと推測させる。

断定は難しいが墨書きはたどたどしいものではなく、慣れた筆さばきであること、□□氏という記入のされ方(表11, 18など)などからこれら地蔵は寺院に持ち込まれ、寺僧によって戒名その他情報が書き入れられたと見て良いだろう。(福眞陸城)



浄土宗専求院門前の位牌型地蔵群

弘前市内における位牌型地蔵調査一覧表

通番	和暦	西暦	月	日	戒名種別	俗名その他記載事項	形態1	形態2	所在地	宗派	備考
1	寛政2	1790	4	6	裏・梵字 口香童		1体立像	彩色	専求院	浄土宗	
2	文化13	1816	2	13	裏・梵字 口幻善童女		1体舟形	彩色	専求院	浄土宗	
3	文政3	1820	6	4	裏・覚幻童子		1体舟形	彩色	専求院	浄土宗	6月初4日
4	文政7	1824	2	27	裏・□□□童子	裏・間山久作	1体舟形	彩色	専求院	浄土宗	
5	文政7	1824	12	22	裏・□□童子		1体舟形	彩色	専求院	浄土宗	
6	文政12	1829	1	12	裏・梵字 口(庖?)含童子		1体舟形	彩色	専求院	浄土宗	
7	文政12	1829			裏・梵字 口夢□□童子		1体舟形	彩色	専求院	浄土宗	
8	天保3	1832			裏・為□□□□童女力		1体船形	彩色	専求院	浄土宗	
9	天保6	1835	6	7	裏・帰 真屋孝順信士・春応信士		2体舟形	彩色	専求院	浄土宗	春応信士には同年6月1 1日と脇書、施主安部力
10	天保11	1840	11	9	裏・為諦雲童子	裏・施主間山文吉	1体船形	彩色	専求院	浄土宗	
11	天保12	1841	3		表・□□童子	裏・西大工町 平沢氏	1体船形	彩色	専求院	浄土宗	
12	嘉永4	1851	7	11	裏・夢光童子一周忌	裏・一周忌	1体船形	彩色	専求院	浄土宗	
13	文久3	1863	4	8	表・為夢童子	裏・三上屋口口	1体船形	彩色	専求院	浄土宗	
14	文久3	1863	4		表・□□善女	秋田屋	1体船形	彩色	専求院	浄土宗	文口三亥年とあり、文久 と判定
15	慶応2	1866	7	9		表・辰ノ娘ヲか子菩提 裏・永 離二口道	1体舟形	彩色	専求院	浄土宗	
16	慶応2	1866			表・□□□童女菩提	裏・袋町太田氏 裏・一周忌之 日造立是	1体船形	彩色	専求院	浄土宗	
17	慶応3カ	1867					複数船形	彩色	専求院	浄土宗	現状は地蔵2体、断裂に より元は3体かと想像され る。
18	慶応4	1868	2	27	表・梵字 庵含童女精靈・庖縁 童子菩提	裏・梵字平沢氏	2体舟形	彩色	専求院	浄土宗	2月27日造立
19	明治7	1874	9	29	裏・為亀幻童子盡		1体立像	彩色	専求院	浄土宗	
20	明治9	1876	8		表・蓮華夢善童女	裏・間山氏	1体船形	彩色	専求院	浄土宗	表に為書、梵字かと思う ものあるが、判読不能
21	明治12	1879	11				1体舟形	彩色	専求院	浄土宗	
22	明治13	1880	1	26		裏・口関氏力	1体舟形	彩色	専求院	浄土宗	
23	大正12	1923	5	21		横・二十才佐藤重太郎 裏・身 を守らせ給ふ	1体舟形	彩色	専求院	浄土宗	身代地蔵として奉納か、 月日は「大正拾弐年旧五月 廿一日納め」とする
24	昭和19	1944	10	16	裏・口江善?女菩提	少祥忌	1体立像	彩色	専求院	浄土宗	
25	昭和42	1967	3	4		裏・為関口口 山本口口四立	1体立像	彩色	専求院	浄土宗	実名を伏せた
26						裏・為太郎母廿四日、さこ二 日、いのこ十八日、口口十七 日、ゑ口二十九日、三口口十	2体舟形	彩色	専求院	浄土宗	被供養者数と地蔵が一致 しない。
27						裏・松雄	1体立像	彩色	専求院	浄土宗	
28			4	4			2体舟形	彩色	専求院	浄土宗	施主間山某
29			7	17	裏・川村口男・川村口精靈		3体舟形	彩色	専求院	浄土宗	施主川村口口 被供養者 2名に対して地蔵3体、中 尊は地蔵菩薩の表出か。 実名を伏せた。
30			8	11	裏・南無阿弥陀仏		1体船形	彩色	専求院	浄土宗	地蔵に阿弥陀仏名を付す
31			8				2体舟形	彩色	専求院	浄土宗	月のみ判読
32	未		9	3		裏・宮川氏	1体舟形	彩色	専求院	浄土宗	宮川氏
33					口出院孝口妙顕善大師	俗名口口	1体立像	彩色	専求院	浄土宗	
34	文				裏・梵字 口□童女		1体船形	彩色	専求院	浄土宗	
35						裏・□□敬白 石神□口	1体舟形	彩色	専求院	浄土宗	
36						裏・松下氏 □□□	1体船形	彩色	専求院	浄土宗	表に「為 □□」
37						裏・太田氏	1体船形	彩色	専求院	浄土宗	
38						裏・中村氏	1体舟形	彩色	専求院	浄土宗	
39							2体舟形	彩色	専求院	浄土宗	
40					裏・□□童女		1体船形	彩色	専求院	浄土宗	
41					表・為□夢□童女		2体舟形	彩色	専求院	浄土宗	戒名もう一名は判読不能
42	元文4	1739	8	2	正面右・法名永氣禪定信女、正 面左・□□〔頓証〕菩提為童子	裏・成田則島氏	1体柱状	彩色	藤先寺	曹洞宗	
43	明和9	1772	3	28	裏・梵字為柳線禪童子口靈位	俗名福士勇助	1体舟形	彩色	藤先寺	曹洞宗	
44	寛政10	1798	9			裏・高屋□口	1体船形	色なし	藤先寺	曹洞宗	「□政十一年」から寛政と 判断
45	文化元	1804	8			裏・かや丁〔萱町〕片屋	1体舟形	彩色	藤先寺	曹洞宗	
46	文化7	1810				裏・高屋	1体船形	彩色	藤先寺	曹洞宗	朱異筆「又十」、寺院管理 の番号付記か。
47	文化9	1812	6	16	裏・三界唯一心	三界唯一心	1体船形	色なし	藤先寺	曹洞宗	
48	天保6	1835	8	13	裏・造之		2体舟形	彩色	藤先寺	曹洞宗	
49	天保11	1840			裏・梵字(パン大日)(以下欠)		2体舟形	彩色	藤先寺	曹洞宗	梵字は地蔵ではない
50	天保12	1841	8	16	裏・年月日下欠、天保13年3月 以下欠		2体舟形	彩色	藤先寺	曹洞宗	
51	天保13	1842	8	22		裏・閑内力	3体舟形	彩色	藤先寺	曹洞宗	

通番	和暦	西暦	月	日	戒名種別	俗名その他記載事項	形態1	形態2	所在地	宗派	備考
52	天保13	1842	9	11	年月日のみ記載		1体船形	色なし	藤先寺	曹洞宗	
53	天保14	1843	8	23	表・為幻莫童子仏果菩提	表・黒瀧口口郎	1体船形	彩色	藤先寺	曹洞宗	裏・天保十四癸卯年八月廿三日□□
54	天保15	1844		13	裏・(前欠)仏果菩提	裏・神辰口	1体船形	彩色	藤先寺	曹洞宗	
55	嘉永元	1848	10	16	裏・梵字(大日)下に十月十六日、十月二十九日造立		2体舟形	彩色	藤先寺	曹洞宗	地蔵に入る梵字は地蔵ではない
56	嘉永2	1849	2	26		裏・七戸口次郎	1体船形	色なし	藤先寺	曹洞宗	
57	嘉永2	1849	4	1		裏・生駒氏	2体舟形	色なし	藤先寺	曹洞宗	
58	嘉永2	1849			裏・義山童子力	裏・為孫子口三郎	1体舟形	色なし	藤先寺	曹洞宗	義は茂とも読める。最後の童子は童「了」となっている。孫の供養
59	嘉永6	1853	3	9	裏・新早世艶容禪童子幽位	裏・三國屋口吉口口	1体船形	彩色	藤先寺	曹洞宗	
60	安政3	1856	10	13	裏・為広夢童子		1体立造	彩色	藤先寺	曹洞宗	
61	安政4	1857	8	7	表・梵字如夢童子頓證菩提	裏・安政四丁巳八月七日造立、五月廿七日寂 岡平口衛	1体船形	彩色	藤先寺	曹洞宗	
62	文久4	1864	3	4	裏・為玉營童女菩提也	裏・松山三次二郎	1体船形	彩色	藤先寺	曹洞宗	
63	慶応2	1866	2	11		俗名ナラン、山一字のみ判読	1体船形	彩色	藤先寺	曹洞宗	
64	慶応2	1866			年以下判読不能		1体船形	彩色	藤先寺	曹洞宗	
65	慶応4	1868	1		表・為十月朔日童口、十月二日童口、裏・慶応四辰年一月廿口		2体舟形	彩色	藤先寺	曹洞宗	造立年月日と死没年月日は一致しない
66	慶応4	1868	2		表・幻露童子(以下欠)		1体船形	彩色	藤先寺	曹洞宗	裏・慶応四辰年(中欠)二月大七日
67	慶応4	1868	8	6	裏・□□共四人		4体舟形	彩色	藤先寺	曹洞宗	裏面文字、ほとんど判読不能
68	慶応4	1868	11			裏・口畠町口口氏	1体船形	彩色	藤先寺	曹洞宗	
69	明治3	1870	2	23	裏・為先祖代々菩提	裏・森山藤次郎	2体舟形	彩色	藤先寺	曹洞宗	先祖供養
70	明治9	1876	2		裏・梵字3つ、三界(以下欠)		1体船形	彩色	藤先寺	曹洞宗	記載は明治九丑年となっているが子の誤り
71	明治9	1876		12	裏・噫旧□□口十二日	裏・大井敏雄内	1体船形	色なし	藤先寺	曹洞宗	
72	明治14	1881				裏・(前欠)屋町	1体立像	彩色	藤先寺	曹洞宗	
73	明治16	1883	3	3		裏・福田芳三郎納	2体舟形	彩色	藤先寺	曹洞宗	
74	明治16	1883	11	7	裏・造立		1体船形	彩色	藤先寺	曹洞宗	
75	明治16	1883				裏・口野口氏	1体船形	彩色	藤先寺	曹洞宗	朱異筆「ス十六」、墨書「第三口」寺院管理の痕跡か
76	明治44	1911		15	裏・三回忌伸供養口月二十日之古男子位		1体立像	彩色	藤先寺	曹洞宗	
77	大正5	1916	2	21	裏・為六月廿日俗名兼菩提(以下不明)	俗名兼	1体立像	彩色	藤先寺	曹洞宗	造立月日と死没月日は一致しない
78	大正5	1916	2		裏・大正十一年(判読不能) 大正五年旧二月(判読不能)		2体舟形	彩色	藤先寺	曹洞宗	
79	大正7	1918	8	29	裏・為玉芳禪女孩菩提	大根与(?)工藤口口	1体立像	彩色	藤先寺	曹洞宗	
80	大正9	1920	3	6	裏・幻容善女孩幽位	裏・俗名まつえ行子四才、施主福左内横山市口口	2体立像	彩色	藤先寺	曹洞宗	
81	大正12	1923	4		裏・旧四月口日空健光禪孩兒		1体立造	彩色	藤先寺	曹洞宗	
82	大正12	1923	10	21	裏・旧十月廿一日建立廿一日 孩兒之精靈		1体立像	彩色	藤先寺	曹洞宗	造立月日と死没月日は一致しない
83	昭和9	1934	6		裏・幻光口子幽位		1体立像	彩色	藤先寺	曹洞宗	
84	昭和9	1934		20	裏・光顏禪童女	裏・境森村(?)石太郎	1体立像	彩色	藤先寺	曹洞宗	
85	昭和4	1939	2				1体立造	彩色	藤先寺	曹洞宗	
86	昭和55	1980	7	26	裏・為建立孩兒頓證菩提		1体舟形	色なし	藤先寺	曹洞宗	
87	昭和58	1983	8		裏・梵字為水子供養頓證菩提	施主・横口正司	1体船形	色なし	藤先寺	曹洞宗	大理石か、造立は昭和58年盂蘭盆会とあり、造立は命日ではない。名前を伏せた。
88	昭和59	1984			裏・昭和59年入佛	裏・飯村家	1体舟形	彩色	藤先寺	曹洞宗	
89			1	17	裏・判読不能		1体舟形	彩色	藤先寺	曹洞宗	
90			1		裏・旧正月(以下判読不能)		1体舟形	彩色	藤先寺	曹洞宗	
91			3	20	裏・十三年弔(以下欠)	裏・成田元吉	3体舟形	彩色	藤先寺	曹洞宗	13回忌造立ならば3人が同時に死亡したものか
92			3	27		裏・三上鶴口・三上美津司	1体舟形	彩色	藤先寺	曹洞宗	1体舟形、俗名2名、被供養者名か供養者名かわからず。申年は特定できず
93	明治		4	3	積功院儀誉(判読不能)		1体立像		藤先寺	曹洞宗	明治三十口年旧四月三日、大人戒名である
94			4	7	為四月七日もと、5月十日た か、五月十八日定吉各菩提		3体舟形	彩色	藤先寺	曹洞宗	
95			4	11	裏・為四月十一日、十月十五日 両靈菩提、口顔禪童女		2体舟形	彩色	藤先寺	曹洞宗	

通番	和暦	西暦	月	日	戒名種別	俗名その他記載事項	形態1	形態2	所在地	宗派	備考	
96			4	14	裏・為四月十四日徳心禪童子、二月口日口説童女各菩提也		2体舟形	彩色	藤先寺	曹洞宗		
97			7	21	為未七月二十一日口円童女、未七月九日秋幻童女菩提		2体舟形	彩色	藤先寺	曹洞宗	未年、特定できず	
98			7	25	深達罪福相、三界唯一心、遍照於十方		1体舟形	彩色	藤先寺	曹洞宗		
99			8	1	裏・三国屋内弟八月一日		1体船形	彩色	藤先寺	曹洞宗	第八月一日	
100			8	13	表・為(欠)八月十三日	裏・新町木村氏	1体船形	彩色	藤先寺	曹洞宗		
101			9	6	裏・為露安禪童子供養		1体船形	彩色	藤先寺	曹洞宗		
102			10	13	裏・南無口口如來	裏・俗名か、判読不能	1体舟形	色なし	藤先寺	曹洞宗	地蔵に地蔵以外の仏名	
103	明治		10	16	裏・為十月十六日幽位菩提		1体立像	彩色	藤先寺	曹洞宗	施主名らしきあるも判読不能	
104			11	7	裏・為勇心口童子	裏・小山氏	1体船形	色なし	藤先寺	曹洞宗		
105			11	16	裏・為口口童子之菩提也		1体船形	色なし	藤先寺	曹洞宗		
106	文化10		11	27	年月日のみ記載		1体船形	彩色	藤先寺	曹洞宗	文化十口である。とりあえず十年と扱う、朱異筆「ト三」	
107			12	26	裏・口井てる口(靈力)		1体舟形	彩色	藤先寺	曹洞宗		
108	昭和		13	空	水子之精靈頓證菩提		1体立像	彩色	藤先寺	曹洞宗	コンクリート製か	
109			21	裏・口口童女(1行判読不能)			1体船形	彩色	藤先寺	曹洞宗		
110				菩提也	裏・種市氏		2体舟形	彩色	藤先寺	曹洞宗		
111					裏・七口口氏		1体舟形	彩色	藤先寺	曹洞宗		
112	昭和			裏・為水子之精靈頓證菩提	裏・願主小平口口口		1体舟形	大理石	藤先寺	曹洞宗	昭和40年代以降か、白大理石か。量販品。名前を伏せた。	
113					裏・田中傳之助		2体舟形	彩色	藤先寺	曹洞宗		
114				裏・為(左から)觀室妙光信口(女力)、圓學良規信口(士力)、宝座妙欽(以下欠)	裏・鈴川口		3体舟形	彩色	藤先寺	曹洞宗		
115				裏・口口星口口童女・(判読不能)童子口口菩提			2体舟形	彩色	藤先寺	曹洞宗		
116				裏・(欠)道信士、(欠)信士、(欠)良忍信士、(欠)光嬰兒、(欠)光善信女各盡位			1体立像	彩色	藤先寺	曹洞宗	1体に多数の供養	
117				裏・亮口身童女位			1体舟形	彩色	藤先寺	曹洞宗		
118				裏・梵字(地蔵)南無六道能化地蔵願王大菩薩 悉願成就口口円滿	菊地ミチ		1体立像	彩色	藤先寺	曹洞宗	死者供養と異なる造立目的	
119				表・六月口日、三月二日、裏・梵字幻光童(以下欠)、涼夢禪童(以下欠)			2体舟形	彩色	藤先寺	曹洞宗	六月が幻光、三月が涼夢に対応する	
120				裏・口口童女	口口增進、以下四字不明		1体立像	彩色	藤先寺	曹洞宗		
121				裏・志主大高左口			1体船形	彩色	藤先寺	曹洞宗		
122				裏・玉明(以下判読不能)			3体舟形	彩色	藤先寺	曹洞宗		
123				裏・一ノ渡村齋藤嘉一郎			1体船形	彩色	藤先寺	曹洞宗		
124				裏・生駒氏			1体船形	色なし	藤先寺	曹洞宗		
125				裏・松岡氏			2体舟形	色なし	藤先寺	曹洞宗		
126				裏・梵字(地蔵ではない)	裏・大井氏造立		1体舟形	色なし	藤先寺	曹洞宗		
127				裏・菩提也	裏・中田氏		1体船形	彩色	藤先寺	曹洞宗	紙の貼付痕、「中(以下判読不能)」	
128					裏・佐藤梅吉		3体舟形	彩色	藤先寺	曹洞宗		
129				表・工藤キ又精靈			1体船形	彩色	榮螺堂	曹洞宗		
130	文化元	1804			口口口智口見菩提		1体船形	彩色	榮螺堂	曹洞宗	文化亥	
131	文化12	1815	1				1体舟形	彩色	榮螺堂	曹洞宗	裏墨書「百六十三」、管理番号か	
132	文政4庚巳	1821	9	1	裏・為 幻雲禪童女菩提口	裏・施主 相沢屋久兵衛	1体舟形	彩色	榮螺堂	曹洞宗		
133	文政7	1824			表・妙葉口口口童	和徳町六丁目 八百屋久右衛	1体舟形	彩色	榮螺堂	曹洞宗		
134	文政8	1825	5	7	表・為夢幻童子菩提	裏・施主口口口	1体舟形	彩色	榮螺堂	曹洞宗		
135	文政12	1829			玉山口口童子		1体舟形	彩色	榮螺堂	曹洞宗		
136	天保4	1833			表・貞童女菩提之、裏・貞童女			1体舟形	彩色	榮螺堂	曹洞宗	裏墨書「二十一」、管理番号か
137	天保5	1834	4	28	裏・「天保五甲午年 泡影孩兒四月廿八日」「文政十二丑年離夢禪童子 三月廿七日」菩提			2体舟形	彩色	榮螺堂	曹洞宗	
138	天保6	1835		15		裏・為口口二百口口松口条口口 行藏五十才	1体舟形	彩色	榮螺堂	曹洞宗		
139	弘化3	1846	2	15	裏・幻雪口児 口口	表・空	1体舟形	彩色	榮螺堂	曹洞宗		
140	弘化4	1847	8	1	表・寺内邑之口口仏果 口口口提也	裏・菩提寺内村谷口左門力	2体舟形	彩色	榮螺堂	曹洞宗	裏墨書「カニ」、表裏筆は違う	
141	弘化4	1847					1体船形	彩色	榮螺堂	曹洞宗		
142	嘉永3	1850	2	24	裏・為見心良敬信士 表・為先祖代々 廿口口口		1体舟形	彩色	榮螺堂	曹洞宗		
143	嘉永3	1850			表・先祖代々、裏・見心良敷信		1体舟形	彩色	榮螺堂	曹洞宗		
144	嘉永3	1850			表・為十月五日佛、十一月六日佛、二月二十九日佛、佛口、菩	裏・建之 施主中村丑蔵	3体舟形	彩色	榮螺堂	曹洞宗		
145	嘉永4	1851	2	15			1体舟形	彩色	榮螺堂	曹洞宗		
146	嘉永4	1851		7	口幻明童子		1体船形	彩色	榮螺堂	曹洞宗		

通番	和暦	西暦	月	日	戒名種別	俗名その他記載事項	形態1	形態2	所在地	宗派	備考
147	嘉永5	1852	11	27	裏・為以下欠		2体舟形	彩色	栄螺堂	曹洞宗	
148	嘉永7	1854	1	20			1体船形	彩色	栄螺堂	曹洞宗	
149	安政2	1855	3	6	裏・容幻童女	表・為	2体舟形	彩色	栄螺堂	曹洞宗	
150	安政2	1855			表・為 □□□	裏・施主口屋□	1体舟形	彩色	栄螺堂	曹洞宗	
151	安政4	1857			表・菩提		2体舟形	彩色	栄螺堂	曹洞宗	
152	安政5	1858	1	16	表・菩提 者也	□□□□□□□	1体舟形	彩色	栄螺堂	曹洞宗	裏墨書「十七」
153	安政5	1858	6		六月造立日		1体船形	彩色	栄螺堂	曹洞宗	
154	安政5	1858	6		表「為 四月五日 六月造		1体舟形	彩色	栄螺堂	曹洞宗	裏墨書「十七」
155	万延元	1860					3体舟形	彩色	栄螺堂	曹洞宗	
156	文久元	1861	9	7	裏・為 霜雲禪定尼 文久元酉年 九月七日	裏・俗名 予祢の子也 鬼澤ノ長右衛門 於未 女房 其佛之兄弟 極女子藤口女子於	1体立像	彩色	栄螺堂	曹洞宗	布製袈裟付き、裏に「□月 寄進 □□」と墨書
157	慶応3	1867	9				1体船形	彩色	栄螺堂	曹洞宗	
158	慶応3	1867	10	28			1体船形	彩色	栄螺堂	曹洞宗	
159	慶応4	1868	8	13	為・八月十三日田口伸供養菩		1体船形	彩色	栄螺堂	曹洞宗	
160	明治11	1879	9	6	表・為女精吳 裏・五月廿六日造立		1体舟形	彩色	栄螺堂	曹洞宗	
161	明治15	1883	2	12	表・為機雄口童子 □□想也		1体舟形	彩色	栄螺堂	曹洞宗	裏に貼紙(断片)あり
162	明治28	1895			表・為 有縁 □□ 裏・旧八月八日 旧二月二十六日		1体舟形	彩色	栄螺堂	曹洞宗	
163	明治29	1896	2	彼岸□日	裏・玉光善童子	松本寅吉	1体立像	彩色	栄螺堂	曹洞宗	
164	明治29	1896	4	25	表・顕来興法	裏・□□□□□ □屋兵左衛	1体舟形	彩色	栄螺堂	曹洞宗	
165	明治41	1908	2	19		表・俗名小□□女□□菩提	1体船形	彩色	栄螺堂	曹洞宗	
166	大正4	1919	2	24	裏・為 持戒院安穩淨国大姫位 旧二月二十四日建立	裏・古村クニ	1体立像	彩色	栄螺堂	曹洞宗	
167	大正4	1919	7	26	表・為 心女子精吳	大光寺 長内布口右衛門	1体舟形	彩色	栄螺堂	曹洞宗	
168	大正6	1921	2	22	表・□□徳行□称 亡田中布二男 子、裏・早世徳行称	裏・俗名 田中布二男	1体舟形	彩色	栄螺堂	曹洞宗	
169	大正6	1921	12			裏・かよ	1体舟形	彩色	栄螺堂	曹洞宗	
170			2			裏・施主□□□□□有□□□ □松□□松藏	3体舟形	彩色	栄螺堂	曹洞宗	
171			2		表・夢童子、裏・三界万靈菩提 二月彼岸之日		1体舟形	彩色	栄螺堂	曹洞宗	
172	明治□		5	15	表・勇明童子俗名金助 仏果□	裏・高田□□	1体舟形	彩色	栄螺堂	曹洞宗	
173			6	15	表・為 善	裏(判読不能)	2体舟形	彩色	栄螺堂	曹洞宗	
174			12	6		裏・□□屋	1体舟形	無彩色	栄螺堂	曹洞宗	
175			12	11	表・為 十一月七日善男子 賴 證佛果菩提	裏・大光寺村 作兵衛□ 十二 月十一日作	1体舟形	彩色	栄螺堂	曹洞宗	裏に「三十三力」の墨書きあり
176				14	十四日善女精靈菩提		1体船形	彩色	栄螺堂	曹洞宗	
177					裏・本相了空信士 廿四年 十 三才 、及三月廿四日精靈 三 月二十二日□□□		1体立像	彩色	栄螺堂	曹洞宗	
178					裏・藤谷壱衛門口 為依蓮臺童 口位	表・文□□□	1体舟形	彩色	栄螺堂	曹洞宗	
179					表・延命地蔵 大室口 哚訶口 □□□□		2体舟形	彩色	栄螺堂	曹洞宗	
180					表・為 智光禪童子 佛果菩提	裏(判読不能)	1体舟形	彩色	栄螺堂	曹洞宗	

(注)

1 寺院ごとの編年配列とした。月日については死没、造立供養日の両方など複数が記されている場合、造立日によった。

2 明治以後の年月日には「旧○月」という表記が行われるもののがみられる。本表では旧の配列は行わなかった。

3 地蔵裏面に寺院管理のために付されたと思われる朱筆、裏墨書きがみられるものが多々あったが、そのすべてについて備考に触ることはできていない。

4 形態1の表記は舟形光背の中に何体の地蔵が存在するかによって「何体舟形」とした。立像については基本的に複数同体は存在しないが、区別のため同様の表記とした。

(福眞睦城・小山隆秀)

2-2 曹洞宗藤先寺

曹洞宗寺院ばかり 33 寺が林立する禅林街、弘前市西茂森町に寺地を占める。天正元年(1573)に藤崎町に開基、その後大光寺村(現平川市)を経て慶長年間に現在地に移ったとされる¹⁵。位牌型地蔵は本堂左手、境内墓地の入り口に「子育地蔵尊」を中心として小屋根がけの空間が設けられ安置されている。総数は160体余と数多い。文字が判読されるのはおよそ半数、造形的には舟形光背型が多く、複数の尊像を一緒に刻むものが目立つ。専求院同様、石質は凝灰岩、砂岩に属するものが多くほとんどのものに彩色が施されている。ただし崩壊しやすい石質から落剥によって彩色が消えたのか、当初から無彩色だったのかどうか判断がつかないものもある。大きさは 20~30 センチ程度のものが大半であるが 60 センチを超える大型の立像も数体ある。大型の地蔵は軒並み大正時代以後のもので、コンクリートの鋳型から作られ現代も販売されているものに近い造形をとる。

時系列的に見ると、表 42 の元文 4 年(1739)造立のものが注目される。現在確認した中でもっとも古い位牌型地蔵である。形状も柱状で光背型とは一線を画する。正面に一体の地蔵が浮き彫りされ、裏面に供養年月日と供養者である人名「成田則昌氏」、正面右側面「法名永氣禅定信女」、左側面に「菩提為童子」(あるいは□□童子という戒名かもしれない)とあり近世墓標のミニチュアに近い形式をとる。ここでも供養者名は「某氏」として記載され、供養を依頼された側が墨書をしていることが確認される。また 18 世紀中葉の地蔵が成人女性戒名を明記することから被供養者を幼児に限定して造立されたというステレオタイプな理解はやはり変更しなければならないだろう。供養者の成田氏がどのような身分に属するのか、また藤先寺の檀家として寺内墓地を所持する人物であったかを確認することはできないが、この地蔵が墓標のミニチュアに近いことからやはり墓標代わりに造立されたことは想定してよかろう。

そのほか注目すべき点をいくつか指摘しておきたい。まず梵字についてである。いくつかの地蔵には梵字と戒名が記載されているが、その梵字は必ずしも地蔵菩薩ではない(表 49, 55 など)。造形は地蔵ながら地蔵菩薩に供養が付託されていないのである。また供養者名が判明するものが多くあるが、その多くは苗字や屋号をもつ人々である。18 世紀から連綿と地蔵は造立され、童子・童女供養を目的とするものが圧倒的である。造立目的を「孫供養」(表 58)「先祖供養」(表 69)「回忌供養」(表 66)と明記するものがある一方、死没年月日が一致しない事例から命日供とは異なる動機で造立が行われたことも知ることができ、位牌型地蔵造立に宗教的な規定は存在せず供養者の主觀に任されていたことを確認することができる。

これら梵字をはじめとする墨書は専求院同様、寺僧などの宗教者によると判断される¹⁶。極めてまれな事例で、次の栄螺堂とあわせてても 2 例しか確認できていないのが「紙が貼られていた」地蔵の存在である(表 127, 161)。紙はすでに失われて貼付痕しかないが、どうやら複数枚が重ねられていた形跡が確認できる。推測でしかないが、この紙は回忌追善供養に際して寺院によって発給された戒名書の貼付だったのではないかだろうか。とすればまさに位牌型地蔵が位牌として、卒塔婆として機能していたことをもっとも明確に示す事例と言うことになる。この推測については今後の調査を待って結論を見いだしたい。(福眞陸城)



藤先寺門前の「子育・水子地蔵菩薩」のお堂

2-3 栄螺堂

藤先寺と同じ弘前市西茂森禅林街に所在する赤い八角形の堂である。天保 10 年(1839)に中田嘉兵衛により海難、飢饉死者供養のために建立された¹⁷。堂内は上りと下りが螺旋状態に組まれた珍しい構造で主尊は觀世音菩薩となっている。現在、禅林街の蘭庭院が管理しており本調査に際しても同院から鍵を押借、管理に至る事情などをうかがうことができた。本来、主尊觀世音をはじめとする仏像が安置されている堂だったが戦後の混乱期にその多くが失われ、堂内は荒れたという。同院が管理するようになったのは禅林街長勝寺がそれを見かねての依頼によるもので、何らかの権利関係にあるからではないということである。さて、堂内に入ると 20 センチ前後の白っぽい位牌型地蔵が壁際の棚に林立するのが目に入る。蘭庭院によればもともと堂内にあったわけではなくあちこちから集められてきてこの状態になった、いつごろからというのは定かでないとのことである。

ここでの調査は夕方にかかり、堂内が暗いという状況に置かれた。このため墨書すべてを満足に判読することができなかつた。またこれまでの 2 力所に比べて位牌型地蔵全体が小ぶりで、傍目には石膏製とさえ思える白いきめ細かい石質のものが多く、これらは落剥著しいもののが多かった。このため位牌型地蔵の総数は 150 余になるがデータとして採録したものは多くないという結果になっている。得られた結果は前 2 力所と大きく変わるところではなく、特筆すべき事はない。墨書が確認できるもののほとんどが 19 世紀のもので、幼児供養から成人、あるいは先祖代々供養を目的とする位牌型地蔵が存在する。大光寺(現平川市)、鬼澤(弘前市鬼沢地区)と禅林街から遠隔の供養者が施入した地蔵が確認されるが、如上この堂内の地蔵はいつかどこからか集められてきたということで来歴不明である。このため寺外に墓地を持つ檀家と寺での供養のあり方、供養者の身分などを考える手がかりになりそうだという程度しか指摘することができない。(福眞陸城)



栄螺堂内の位牌型地蔵群

2-4 その他地域の調査

黒石市内の寺院についても位牌型地蔵の調査に回った。しかし、弘前市内で確認、調査したような寺院境内地での集積はいずれの寺院でも見られなかった。黒石市内は町内辻ごとに地蔵堂を祀り、「地蔵信仰」は盛んなようであるが位牌型地蔵を通じての供養が盛んだった風は見受けられない。寺院では寺内墓地に墓標地蔵を数体確認することはできるが、それも目立つものではない。浄土宗来迎寺門内に六地蔵があるが、この6体のうち「人道」に当たるであろう右から2体目に嘉永4年（1851）の童女戒名が刻まれている。黒石の商家による六地蔵寄進と見受けられるが、人道にのみ個別戒名を刻んで供養に当っているのが目をひく程度である。日蓮宗妙経寺墓地にはそもそも地蔵が全く確認できなかった。

一方、位牌型地蔵の集積で著名な西北五地域であるが実際に造立時期を確認できるものは管見の限り極めて少ない。当該地域の信仰に関する調査報告はすでに汗牛充棟の景色であるが、個別の地蔵がいつ作られたかに論究したものはほとんどない。それは個々の位牌型地蔵に文字による記録がほとんど行われていないこと、また位牌型地蔵像そのものが見るからに近代の産物であり、かつ現在進行形の信仰対象だったことが史的把握につながらなかった要因だろう¹⁸。あれだけ著名な川倉地蔵堂でさえもっとも古い位牌型地蔵がどれなのか、そしていつに遡るのかは明らかになっていない¹⁹。当該地区的位牌型地蔵個々に墨書・記録がされない理由として、供養者が被供養者のことをよく知っているから敢えてなにも記す必要がない、寺僧などの宗教者の手を通さないで造立奉納される場合は供養者が記録能力を持っていないという事情が見受けられた²⁰。

そのような環境ではあるが北津軽郡板柳町の浄土宗称光寺には弘前の類例が存在する。本堂に向かう合掌地蔵堂に閻魔王、脱衣婆を中心に100体前後と思われる地蔵がひしめいている。悉皆調査はできていないが、この中に天保4年（1833）の紀年をもつ地蔵があり、おそらく同時代前後というものが複数存在することを確認している。近隣他寺院で類例を発見するに及んでいないが、19世紀はじめには新田開発先行地帯では弘前市街と同様の供養形態がとられていたことを窺わせる。（福眞睦城）

3. 位牌型地蔵と「七歳までは神の子」の矛盾

前述したように柳田國男が提唱した日本民俗学では、「七つ前は神の子」「六つまでは神のうち」といわれ、子供の死は、成人の死とは異なる扱いをされ、その葬送が簡略化されてきたという「通説」があった。つまり、かつて幼児死亡率が高かった時代には、七歳前の子供は死と隣り合わせの存在であるため、特別な葬法を行ったり、村境の地蔵に再生を預けたりして、人よりも神に近い者として扱い、七歳になってから正式に産土社へ氏子入りし、正式なムラの成員として承認されたという説である²¹。

同様の事例は、青森県内における民俗調査でも数多く確認してきた。例えば旧福地村法師岡、十和田市下切田では、幼子が亡くなれば葬式をしないという。また東北町土橋、上北町沼崎では幼児の死者は、戒名をもらうだけで家族だけでひっそりと埋葬した²²。また、亡くなった乳児へ名前をつけ「早く生まれ変われ」といって、鱈の頭を棺へ入れて埋葬する事例がある。南部地方では、亡くなった子供の口に干し鰯をくわえさせて、紫の着物を着せて埋葬したし、五戸町では子供が亡くなったときは、墓前や戸口に石を積んでやることもあった。下北地方の東通村目名では「六歳までの子供は、まだ仏のうちに入らない」といって、焼き干しと棺に入れて埋めた。これと類似する子供だけの簡素な特殊葬法の事例は、東北各県でも報告してきた²³。そして、子供の魂は生まれ変わるから簡素に埋葬するものだ、という観念は、民衆だけではなく、近現代の津軽地方の日蓮宗僧侶にまで共有されていた形跡がある²⁴。

柳田による論考『七つ前は神のうち』の根拠となったのが、青森県五戸町出身の能田多代子による昭和12年（1937）の論考『七つ前は神様』で紹介された郷里の事例であった²⁵。

しかし前述したとおりに、近世から近現代の津軽地方で、亡き子供を供養するために、木または石の位牌型地蔵を作って、寺院や墓地、無住の地蔵堂、賽の河原などへ納めて、定期的に供養を行う習俗が数多く存在してきたことは、民俗学の「通説」とは矛盾するといえよう。それは能田が報告した五戸町などのように、民俗学の「通説」に適合する青森県南部地方（旧南部藩領）と、同県津軽地方（旧弘前藩領）の地域差なのであろうか。

この解釈について、例えば石川純一郎は、津軽地方における子供の簡素な葬送事例を挙げながら、七歳前に亡くなった子供を特別視し、その復活を願って、仏式を忌避した簡素な弔いにしていたという民俗学「通説」を提示した上で、後世にその観念に変化が起こって、子供の魂を境の神である地蔵にゆだねきることができなくなり、供養を行うようになったのだろうと述べている²⁶。

しかし、このような亡き子供へ戒名を与え、供養するための地蔵や石塔を建立する行為は津軽地方だけではなく、日本各地で行われてきたのである。例えば近現代の岩手県九戸郡江刺地方では、七歳以下は神様だといふ、幼児が亡くなれば葬式は行わないか簡素にする一方で、

墓標の代わりに橢円形の真ん中から半分切ったような小さな石に、地蔵を浮き彫りにし、周りに没年月日、法名、年齢などを刻んで建てる習俗が広く行われている²⁷。それとともに近年は、近世考古学や歴史学による墓標悉皆調査で、日本各地から詳細なデータが集積されており、それによれば、亡き子供のために墓標類や戒名を使用している事例は、17、8世紀以降、神奈川県、奈良県、京都府、山形県、岡山県でも確認されている²⁸。

津軽各地における近世墓標の悉皆調査でも同様に、18世紀初頭に童子・童女戒名が出現し始めたことが確認された。これは同時代の江戸周辺部の動向と一致するもので、檀家制度が確立した時代と、家意識の高まりを反映したものだとされている。すなわち17世紀の弘前藩による新田開発がもたらした経済成長が、民間で守り伝えるべき「資産」を生みだし、その多寡による階層分化、家意識の強化があったのではないかというのである²⁹。同時期の18世紀半ばには、同じ北東北の岩手県前沢町でも童子・童女戒名の使用が始まっていた³⁰。

つまり18世紀には、岡山、近畿、関東、岩手、津軽の各地において、それぞれ個別の事情があったのだろうが、亡くなった子供に戒名を与える、墓標や石地蔵を建立する葬法が行われており、前述の民俗学の「通説」や民俗調査から収集された事例群と矛盾するのである。

このような、民俗学の通説「七つ前は神の子」と、近現代における実際の葬送との矛盾を指摘したのが民俗学の新谷尚紀である。新谷は、奈良県旧都祁村吐山集落九地区の墓地での墓標悉皆調査から、最も石塔建立が盛んであった1880年代から1960年代に建立されたものの三割から四割は、先祖や亡き両親の供養ではなく、亡くなった乳幼児や若者達の供養のために建立されたものであることを分析している。よって「通説」とは逆に「七つ前に亡くなった子供のためにこそ、石塔が建立されてきた事実」から、柳田國男以来の民俗学の「七つ前は神の子」の妥当性について、地域差が存在するだろうことを指摘している³¹。

一方で、中世期の港湾都市として栄えた十三湊を抱えていた、青森県北津軽郡旧市浦町十三町および周辺地域における近世の墓標悉皆調査がある。同地域では18世紀に亡くなった子供達の戒名の格が一律に低いことから、当時の子供に対する意識が低く、都市部や在方などの地域差や家格差に関わらず、子供を丁重に葬る習慣が薄かったことが推測された。しかし19世紀前半から村落では子供に対する意識が向上し始めたという³²。

そして津軽地方南部の黒石市の事例がある。旧黒石藩城下であった同市内の日蓮宗妙経寺には、天正9年（1581）から慶応3年（1867）までの死者を記す過去帳が存在する。そこには延宝2年（1674）または享保13年（1728）から幕末まで、総計970の童子・童女戒名の記載が記載されている。その分析から同地方では、天保期（1831～45）から童子・童女戒名が一般化し、子供へ戒名を付ける習俗が、黒石城下から周辺農村へ普及していく傾向がみられるという³³。つまり奈良県と青森県津軽地方十三、黒石では19世紀には、亡き子供に童子戒名を付けて供養する習俗がある程度の割合で存在していたのである。

それでは通説「七つ前は神の子」は、歴史的にどのように成立したのだろうか。柴田純の論考が参考となる³⁴。それによれば始まりは、中国から古代日本に輸入された服忌令の規定が、平安期から鎌倉期初期の貴族社会で、当時死亡率が高かった七歳未満の幼児を服忌の対象から外して、円滑な神事の挙行に支障をきたさないようにするとともに、幼児を「絶対責任無能力者」として大人社会の秩序から区別したことにあるという。それは江戸幕府の武家服忌令にも受け継がれ、民間には、江戸の町触れや「大雑書」出版、僧侶による村落の葬式などで普及した。一方で近世後期に、家継続性のために、幼児が「子宝」として保護対象となっていくなかで、幼児の「無服」が特権視されることを生む。やがて明治以降の国家神道による氏子・氏神制のなかで「七つ前は神のうち」という表現が、一部の地域で昭和10年代に成立していく。そしてその観念が、大正期から昭和初期にかけて、柳田國男とそれを踏襲した研究者達の間で無批判に踏襲され、隣接諸科学にも導入され、1980年代末になって同じ民俗学内部から再検討の必要性が提唱され始めたというものである。

つまり18世紀、日本各地での家意識の高揚によって、津軽地方でも、童子・童女戒名を刻む墓標や位牌型地蔵が、弘前城下を中心に建立され始め、19世紀には十三や黒石にも及んだ。それは関東や近畿などの全国的な動向と一致するものであった。

その位牌型地蔵の形態である舟型光背型は、関東の相模地方や奈良県天理市および新左町で確認されているように、17世紀以降各地で建立されてきた、子供供養のための墓標や地蔵像の代表的な形式である³⁵。今回の津軽地方調査では、弘前市、黒石市、鶴田町の数箇所の寺院で、一つの石に一体から二体の像を刻む、光背型地蔵像を数体確認している。前述した鶴田町称光寺の天保4年（1833）銘の彩色された位牌型地蔵も、舟型光背型である³⁶。

これらの弘前市内の曹洞宗、浄土宗の寺院および付属施設に奉納されている位牌型地蔵の悉皆調査からは、寛政2年（1790）から大正6年（1921）までの銘を持つ、数百体の子供らを供養する地蔵が残存しており、19世紀の銘を持つものが過半数を占めることが判明した。

この傾向は、弘前市内各寺院における慶長5年（1600）から慶応4年（1868）の墓標および過去帳調査で導き出された、18世紀前半以降から子供の戒名が一定数以上、安定して出現している動向と重なるものであろう³⁷。そしてそれらの弘前市内の位牌型地蔵は、近世から近現代にかけて一貫して彩色してきたようだ。よって津軽地方における有像舟型光背式で彩色された位牌型地蔵は、全国各地の事例と同様に、近世期に建立されたものと考えいいだろう。

津軽地方における子供の戒名は、相馬などの村落よりも弘前の西茂森および新寺町、黒石などの城下町での使用例が多く、19世紀以降微増しているという³⁸。子供供養地蔵建立や、童子・童女戒名を付ける習俗についても、前述した十三町や黒石の事例や、舟型光背型地蔵の残存状況から類推すれば、18世紀頃、弘前や黒石などの城下町や町部で始まり、19世紀半ばには都市部において定着し、やがて周辺村落へも少しづつ広がっていったことが考えられる。（小山隆秀）

4. 結論と展望—誰が何のために

位牌型地蔵の実証的な調査結果からいえるのは18世紀後半から死亡した子供に戒名が付され、掌中に収まるくらいの彩色された凝灰岩、もしくは砂岩・泥岩製の地蔵を作り、寺院に持ち込んで戒名その他故人に関わる情報を寺僧に墨書きしてもらった。そして寺院境内のいずれかへ安置供養する習俗が始まり19世紀には広く行われていたということである。そして子供が死ねば供養は簡単に済ませた、という民俗学の定説が決して一律な回答になり得ないことが明らかになった。

では位牌型地蔵を寺院内へ持ち込み供養を望んだのはどういった人々だったろうか。弘前大学の調査報告³⁹では童子戒名が墓標に一定数安定して現れるのは18世紀前半で、西茂森禅林街の寺院境内へ墓地を所有できたのはほとんどが「苗字」「屋号」を有する階層だったことが明らかにされている。また弘前市内匿名寺院の過去帳調査結果から境内墓地はその9割が市内居住者のもので、墓標は院号・居士号という高位戒名が多いという結果が明らかにされている。さらに注目すべき結果として「子供の場合、過去帳・墓標ともに記される比率が成人に比べて非常に少なく、一握りの子供たちだけが「墓標を持つ人」になりました」という。

本調査と弘前大学の調査報告から位牌型地蔵による亡児供養と墓標建立には相関関係があると見なしうる。亡児は過去帳に記されてもそのほとんどが墓標に刻まれることが無かったという事実は、墓標が本来担う個人の永続的記憶という機能を子供に対しては果たしていなかったと言うことである。その反映がおそらく位牌型地蔵一童子・童女戒名を圧倒的に多く残す一の誕生ということになるだろう。本調査の結果から藤先寺に残る位牌型地蔵はほとんどが苗字・屋号を有する供養者によって造立されている。おそらく境内墓地を所有する檀家によってこれらは造立され持ち込まれたろう。特に既述の通り元文4年(1739)地蔵像が墓標のミニチュアのような形状を取っていることは改めて注目されて良かろう。これら亡児の墓標代わりの位牌型地蔵は現状とは異なり、各墓地に置かれそこで供養を受けていたことを容易に推測させる。このたび、西茂森で墓石石材商を営む石岡義徳氏(大正14年生)から藤先寺の位牌型地蔵はかつて各墓地に分散して存在しており、いつの時期にか現在のように1カ所にまとめられたものというご教示をいただき、この推論が裏付けられた。

位牌型地蔵は境内墓地を有しながら亡児供養の墓標は建立できない家により、家の記憶として建立された、それがために当初これら地蔵は各墓地に安置されており、その後一括して地蔵堂などに祀られるようになったということが言えそうである。どうだろうか、貧しく、墓も建てられないような庶民のささやかな祈りの対象としてつくられたのが位牌型地蔵というイメージがなかつただろうか。それが近代の西北五地域を中心とした民俗調査のもたらした結果だったと思うが、史的にはむしろ寺院内に墓を持ち苗字・屋号を有する人々の供養形態だったということが明らかになったと考える。

さて栄螺堂に集められた位牌型地蔵は来歴が不明である。堂の建立は天保10年(1839)ながら確認される位牌型地蔵はそれを遡って文化文政期のものも複数ある。近隣寺院から搬出格納されたのか、堂周辺が位牌型地蔵の一定の集積場でやがて格納されたものなのだろうか。いずれにせよ墨書きはほとんどが為書や梵字を有し、宗教者による記載と供養を受けたことを示している。わずかな事例であるが鬼澤村、大光寺村といった弘前市域外の地名を記す地蔵の存在(表156, 167, 175)から寺内墓地を持ってはいないが、檀家寺もしくは檀家寺のある禅林街に地蔵を建てて供養をしようと望んだ人々の存在を推定し、そういった人々の地蔵がどこの寺院でもない栄螺堂周辺に集積されていた可能性を指摘しておきたい。こういった心性がやがて周辺地域への伝播に通じたことが考えられるかもしれない。

今回、弘前市新寺町所在の真言宗、天台宗、浄土宗、浄土真宗、日蓮宗寺院墓地において位牌型地蔵、もしくは墓標地蔵が存在するかを調査した。これは宗派によって地蔵像を通じての供養に差違があるかどうかを確認しておきたかったからである。結果は極めて明白に現れ、日蓮宗・浄土真宗においては地蔵像による先祖供養はほぼ皆無という状態である。それ以外の宗派寺院では位牌型地蔵の集積は見られないものの近世に遡る墓標地蔵が数体確認され、そのほとんどが童子戒名を刻んでいる。地蔵像の造立を通じての先祖供養、幼児供養は宗派によって実施の有無、あるいは寺院側の推奨の有無といったものがどうやらあったように考えられる。特に位牌型地蔵は藤先寺、栄螺堂以外の禅林寺院でも散見される。戦後から平成に至る位牌型地蔵を集積した「子育地蔵堂」(妖化地蔵)が禅林街赤門脇に存在することからも曹洞宗では幼児供養を目的とした積極的な位牌型地蔵の造立が「寺院にとってもあるべき信仰のひとつ」として許容されていたことは間違いないだろう。また下新町の専求院向かいの龍泉寺には享保期の身代わり地蔵伝承をもつ木造半跏地蔵像が祀られ、それに伴って多くの位牌型地蔵が集積されていた。浄土宗寺院墓地では六地蔵、墓標地蔵がよく見られ地蔵像を通じての先祖供養がこれも常態の一種だったろう。

このように家の宗派がいずれであるかによって、幼児の供養に地蔵を作れたり作れなかつたりと言うことがおそらくありました。ここから見えてくるのが「川倉地蔵堂」である。川倉地蔵堂例大祭へ集う人々は津軽地域広域にわたるが、弘前市域からの参加者が存外多い⁴⁰。これは地元弘前では地蔵像を通じた供養が行えず、地域を越えることで自己の属する宗派を超越した供養を願う人々がいたからではないか、という推定が可能だろうと思うのである。これまでの調査では弘前から川倉に集った人々の菩提寺や宗派まで調べたものはあいにくと存在せず、これを立証することはできないが川倉地蔵堂がなぜ現状に至ったかを考える一つの切り口として提示しておきたい。

おおむね、調査と先行調査の結果から指摘できることを述べた。歴史学、仏教史の立場から言えばなぜ曹洞宗、浄土宗で位牌型地蔵による供養が顕著なのか、全国的な流布の中にどう位置づけるかというところまで論じるべきと考えている。すでに紙幅もつきたのでこれには次稿を用意したいが中世末期から一般庶民の葬儀を取り扱い、個別墓地の造営に深く関わって教線を拡大してきた禅宗の宗風、教線拡大運動が影響を持っていたと考えられることを指摘しておきたい⁴¹。(福眞睦城)

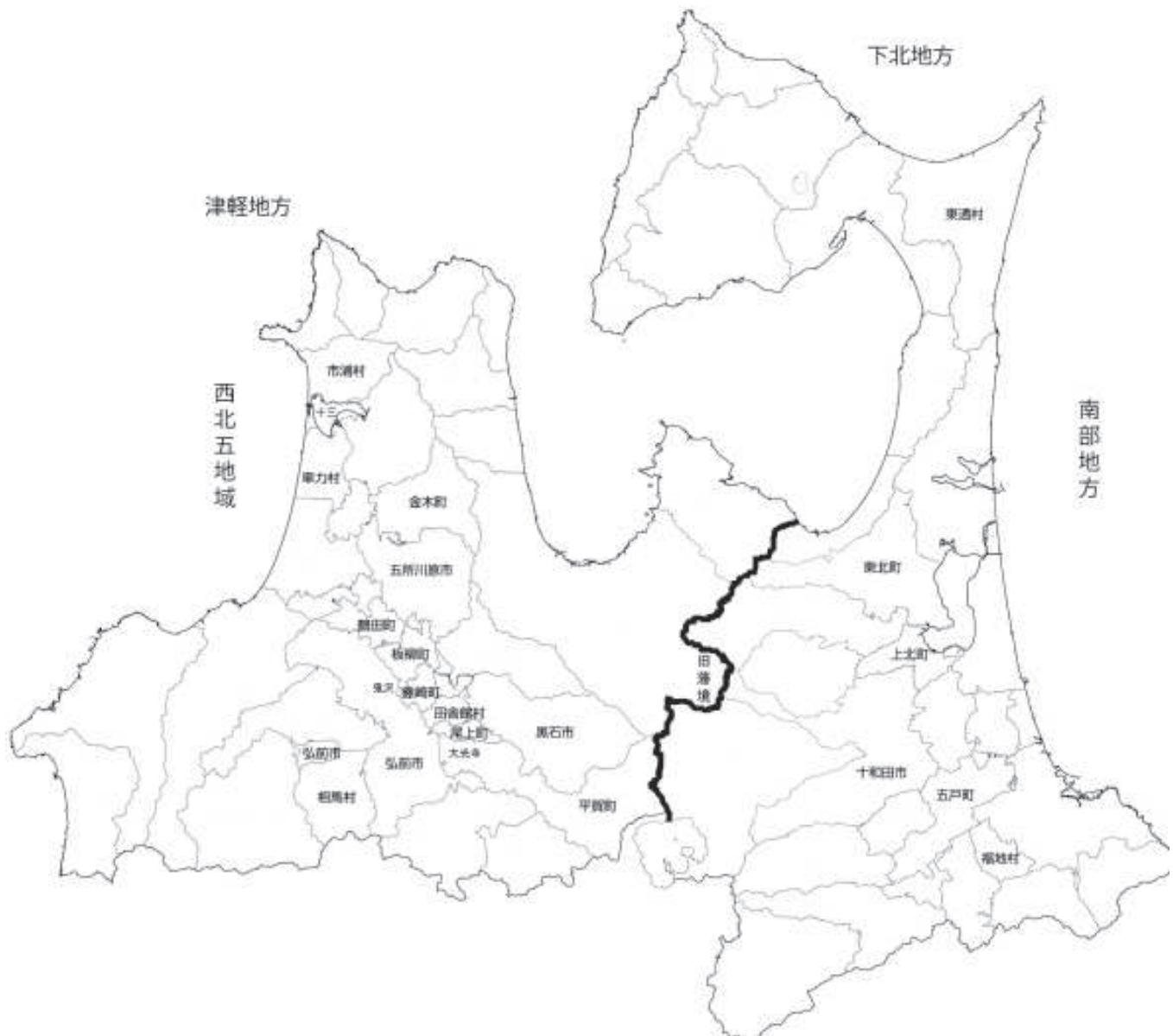
さらなるもうひとつの課題としては、近世の津軽地方の都市部で、このような位牌型地蔵が普及していった背景を明らかにすることであ

る。現在の推測としては、弘前城下内の各寺における説法、講談、法義での和讃、そして津軽各地の曹洞宗寺院における正月の地獄絵の絵説きなどによる唱導文化があり、六部や仏僧、イタコの活動を通じて、賽の河原や子供の魂を救済する地蔵のイメージとともに、少しづつ普及していくことが予想されるが、その分析も稿を改めたい。

それとともにさらなる信仰伝播の問題として、これらの弘前の位牌型地蔵と、川倉地蔵尊などの西北五地域の地蔵およびその習俗との関連性を分析しなくてはならない。前述した通りに現在の西北五地域で確認できる位牌型地蔵の過半数は近世の造立ではなく、近代以降の新しいものである可能性が高い。なぜならば、地蔵に記されている年号や、伝承による奉納年代の多くが近代以降であるとともに、地蔵像の形態が、近世期の有像舟形光背式ではない、近代に多く作られた丸彫りの人形型であり、石質自体も長期間の保存に向かない、朽ち果てやすい砂岩であるケースが圧倒的に多いからである。この丸彫りの人形型は、弘前市内の各寺院でも明治20年代から出現し、大正から昭和40年代まで造られており、現在の弘前市禪林街で販売されている「水子地蔵」の形式に連なるものと見られる。

つまり近世以来、弘前周辺で行われていた地蔵供養の習俗が、近代以降どのような変化とともに西北五地域へと展開していったのか、次稿はその伝播を靈魂観の歴史的変容とともに検証したい。(小山隆秀)

青森県関係地図（1999年4月以前）



(注)

- ¹氏家常雄「東北地方の賽の河原と祖靈信仰」(『東北民俗資料集』7、1978)、日野睦子「津軽地方(青森県)の地蔵信仰」(『東北民俗資料集』8、1979) 石川純一郎「靈魂感の一考察—津軽平野における地蔵信仰を中心に」(『日本宗教の複合的構造』、弘文堂、1978 初版、『民間の地蔵信仰』北辰堂、1992 再録) 花園聰麿「死者・先祖供養における重層性と地域性—青森県における地蔵信仰と「イタコ」信仰との関係をめぐって」(『日本文化研究所研究報告』別巻 28、1991) (以下花園 I と略記)、同「東北の靈場 その「まいり」の形と心—觀音札所巡礼の「納札」の分析を中心として」(『東北文化研究室紀要』41、2000) (以下花園 II と略記)
- ²『龍門雑誌』第 517 号 (1932, 10) 初版、のち『岩沢敬三著作集』第 1 卷 (1933、平凡社) 再録、『季刊民族学』96 号 (国立民族学博物館監修、2001) にも再々録。
- ³福田アジオ・ほか編『日本民俗大辞典 上』吉川弘文館、1999、pp. 634~635、「こども」の項目
- ⁴和歌森太郎編集『津軽の民俗』(吉川弘文館、1970)
- ⁵前掲注 1 石川論文
- ⁶前掲注 1 花園論 I
- ⁷『金木郷土史』(金木町役場、1976、p. 603~604)、楠正弘「ゴミソ信仰とイタコ信仰(I)—津軽の宗教」(『日本文化研究所研究報告』別巻 10、1973、p. 51)
- ⁸佐々木馨「北方伝説の誕生—歴史と民俗の接点」(吉川弘文館、2007、p. 41 以下。)
- ⁹『山一金木屋又三郎日記抜粋編』((株)青研、1995)、『金木屋日記』(弘前市立図書館蔵)
- ¹⁰『考古学』10-16, 1939
- ¹¹谷川章雄「近世墓標の変遷と家意識—千葉県市原市高滝・養老地区の近世墓標の再検討」(『史観』121、1989)、朽木量「近世墓標とその地域的・社会的背景—山城国木津郷梅谷村の事例」(『史学』66-1、1996)、関根達人「近世墓標に現れた自己意識—松前藩の事例分析に基づいて」(『歴史』112、2009)、その他後掲注 28 参照
- ¹²関根達人・澁谷悠子編『弘前大学人文学部文化財論ゼミナール調査報告VII 津軽の近世墓標』(弘前大学人文学部文化財論ゼミナール、2007)
- ¹³石質については青森県立郷土館(主任学芸主査)島口天氏のご教示を頂戴した。
- ¹⁴『こころー津軽のお寺さん巡り』(株式会社弘前公益社、2001)
- ¹⁵前掲注 14
- ¹⁶すべてが寺院側の筆によるわけではない。なかには表裏で筆が異なるものもある。表 61 は表側梵字以下為書は寺僧の筆と思われるが、裏は供養者側が勝手に書き入れたものである。「五月卅七日寂」という記載があるが「寂」は俗人ではなく僧籍死没を表す語であり、寺院側がが書き込むことはあり得ない。供養者側の勝手な知識で自由な記載が加えられている。位牌型地蔵が板卒塔婆のような宗教規式に則ったものではなく、あくまで供養者の意識にゆだねられた存在であることがここからも見える。
- ¹⁷『青森県の地名』(平凡社、1982)
- ¹⁸前掲注 4 p. 238
- ¹⁹千葉徳爾・大津忠男「近世末期における津軽北部地方の地蔵信仰の形成—過去帳による幼児死亡変動の分析から」(『東北地理』32-1、1980, p. 21) よりれば地蔵像 2 割を調査し、そのうち明治後期以前に遡るものは確認されなかったという。花園 I では昭和 63 年まで奉納の地蔵総数は 1,465 体とされるが帳面による数字であり地蔵像そのものの調査はされていない。このため資料本体というべき像そのものの紀年確認はされていない。もっとも古い位牌型地蔵がどれで、いつに遡るのかかという問題は未確認なのである。
- ²⁰平成 17 年、18 年の旧暦 6 月 22、23 日に実施され例大祭において福真が聞き取りを行った。
- ²¹宮田登『宮田登 日本を語る 12 子ども・老人と性』(吉川弘文館、2007、p. 29)
- ²²長谷川方子「変化するケガレといのち観—青森県の産育儀礼に見る生と死—」(東北学院大学民俗学 OB 会編『東北民俗学研究 第七号』同会、2001、p. 37)
- ²³三浦貞栄治・嶋田忠一・小林文夫・武田正・三崎一夫・山本明『東北の葬送・墓制』明玄書房、1978、p. 28)
- ²⁴黒石市教育委員会『市民の歴史 II 妙経寺の過去帳—幕末以前の死者数分析報告書—』1990、p. 40)
- ²⁵柴田純「七つ前は神のうち」は本当か、日本幼児史考(新谷尚紀編『同館研究報告 141 [共同研究] 生老死と儀礼に関する通史的研究』国立歴史民俗博物館、2008、p. 110)
- ²⁶前掲注 1 石川 (pp. 15~18)
- ²⁷三浦貞栄治・嶋田忠一・小林文夫・武田正・三崎一夫・山本明『東北の葬送・墓制』明玄書房、1978、p. 81
- ²⁸朽木量「墓標からみた近世の寺院墓地」(白石太一郎・村木二郎編『国立歴史民俗博物館研究報告 112 [共同研究] 地域社会と基層信仰』国立歴史民俗博物館、2004)、吉澤悟「大和における中・近世墓地の調査」(第二部第二章「奈良県新左町平岡極楽寺墓地の調査」から第三節「石塔の構成と分析」(国立歴史民俗博物館研究報告 111、2004))、関口慶久「戒名・法名考—奈良・京都の墓標資料から」(国立歴史民俗博物館研究報告 111、2004)、土井卓治『御影史学研究会 民俗学叢書 10 葬送と墓の民俗』1997、岩田書院、pp. 328~9)
- ²⁹前掲注 12 p. 32、関根達人編『弘前大学人文学部文化財論ゼミナール調査報告 I 津軽十三湊 来迎寺過去帳の研究』弘前大学人文学部文化財論ゼミナール、2003, p. 28、p. 46)
- ³⁰関口慶久「近世東北の「家」と墓」(白石太一郎・村木二郎編『国立歴史民俗博物館研究報告 112 [共同研究] 地域社会と基層信仰』国立歴史民俗博物館、2004、p. 473)
- ³¹新谷尚紀「石塔と墓籍簿 実際の死者と記録される死者:両墓制・単墓制の概念を超えて」(新谷尚紀編『同館研究報告 141 [共同研究] 生老死と儀礼に関する通史的研究』国立歴史民俗博物館、2008)
- ³²前掲注 29『来迎寺過去帳の研究』p. 27
- ³³前掲注 24 pp. 39~44

-
- ³⁴ 前掲注25 柴田論文
- ³⁵ 松村雄介『相模の石仏—近世庶民信仰の幻想—』第二章「悲劇の石仏」木耳社、1981)、村木二郎「石塔の多様化と消長 天理市中山念佛墓地の背光五輪塔から」(白石太一郎・村木二郎編『国立歴史民俗博物館研究報告112』国立歴史民俗博物館、2004、p.136、「大和における中・近世墓地の調査」(第二部第二章「奈良県新左町平岡極楽寺墓地の調査」から第三節「石塔の構成と分析」(吉澤悟) 国立歴史民俗博物館研究報告111集、2004、p 105)
- ³⁶ 福眞睦城「特異な地蔵信仰のかたち 川倉地蔵堂に見る密集する地蔵」(長谷川成一監修『図説 五所川原市・西北津軽の歴史』郷土出版社、2006年、p. 227)
- ³⁷ 前掲注12 p. 29
- ³⁸ 前掲注12 pp. 29~32)
- ³⁹ 前掲注12、p. 82
- ⁴⁰ 前掲注1 花園I p. 19
- ⁴¹ 山田邦和「京都の都市空間と墓地」、高田陽介「戦国期京都に見る葬送墓制の変容」(ともに『日本史研究』409, 1996)、高田陽介「寺庵の葬送活動と大徳寺涅槃堂式目」(『東京大学日本史学研究室紀要』創刊号, 1997)

謝辞

実地調査に際しては、蘭庭院、専求院、藤先寺、長徳寺、川倉地蔵堂、石岡義徳氏ほか多数の寺院関係者のご協力を頂戴しましたことに厚く御礼申し上げます。また位牌型地蔵の石質鑑定では島口天氏にご指導いただいたことに末筆ながら深く御礼を申し上げます。